

次期「広島県動物愛護管理推進計画」の骨子案について

令和2年11月19日
食品生活衛生課

1 基本理念と目指す姿

基本理念：「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現
 目指す姿：「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌やり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られています。

2 計画期間と数値目標（案）

	見直し前	見直し後（案）
計画期間	平成26年度から令和5年度（10年間）	令和3年度から令和12年度（10年間）
数値目標※	令和5年度の犬猫の致死処分頭数 平成18年度の致死処分頭数（13,117頭） から75%減少（約9,800頭） （中間目標：平成29年度50%減少）	<ul style="list-style-type: none"> 令和12年度の犬猫の引取り頭数 平成30年度（5,084頭）から35%削減（約3,300頭） 令和12年度の個人の方への譲渡率（譲渡頭数/収容頭数） 平成30年度（12.1% 615頭/5,084頭）から15%増加

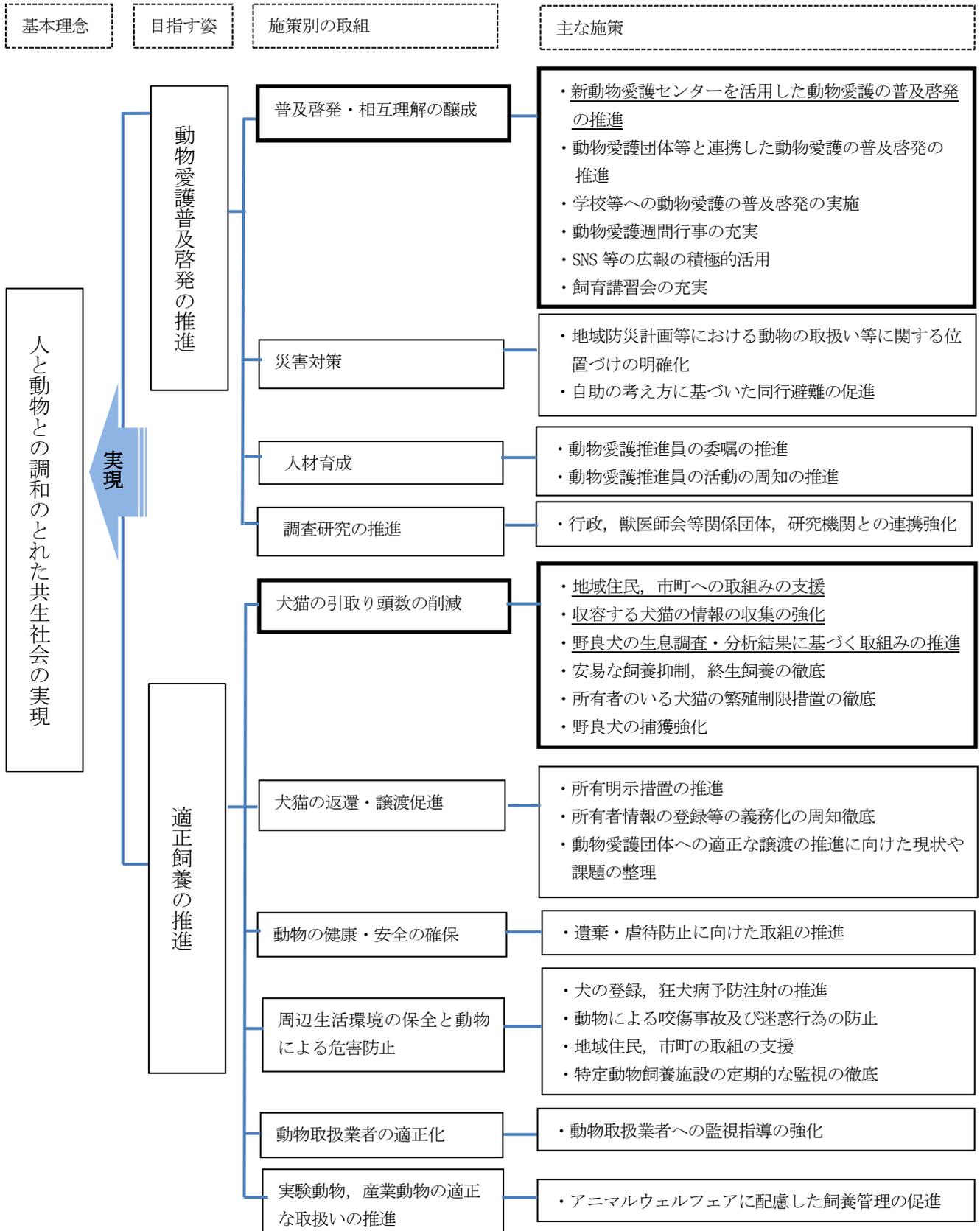
※KPI、取組の方向性及び見直し後の数値目標については、動物愛護管理推進協議会の協議結果を踏まえて決定する。

3 取組の方向性（案）

動物愛護普及啓発の推進	
目指す姿 （10年後）	「動物愛護」に対する理解が進み、県民は、命ある動物の適切な取扱いについて、また所有者等は、自らの責任と動物の習性に係る知識等について学ぶ機会が増加し、「適正飼養」につながる機運が醸成されています。
KPI（案）※	・動物愛護教室等開催回数、飼育講習会参加者数、同行避難可能施設数、動物愛護推進員委嘱数 など
取組の方向性（案）※	<ul style="list-style-type: none"> ・新動物愛護センターを活用した動物愛護の普及啓発の推進 ・学校等への動物愛護の普及啓発の実施 ・動物愛護週間行事、飼育講習会の充実（指針1） ・動物愛護推進員の委嘱の促進、活動の周知（指針1, 9） ・自助の考え方に基づいた同行避難の促進（指針8） など

適正飼養の推進	
目指す姿 （10年後）	「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌やり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られています。
KPI（案）※	・犬猫の返還譲渡率、犬猫の引取り頭数、犬猫に関する苦情件数、監視指導件数 など
取組の方向性（案）※	<ul style="list-style-type: none"> ・所有明示（個体識別）措置の推進（法39条、指針4） ・動物愛護団体のへの適正な譲渡の推進に向けた現状や課題の整理（指針2） ・所有者のいる犬猫の繁殖制限措置の周知徹底（法37条、指針2） ・地域住民、市町の取組みの支援（指針3） ・野良犬捕獲強化（指針2） ・野良犬の生息調査・分析結果に基づく取組みの推進（指針2） ・動物による咬傷事故及び迷惑行為の防止（指針3） ・動物取扱業者への監視指導の強化（法25条 指針5） など

4 次期計画の施策体系（案）



5 スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定	現行の計画の振り返り 体系整理等			骨子案検討				素案検討		最終案検討		公表
								●経営戦略 会議	●経営戦略 会議	パブリック コメント		
動物愛 護推進 協議会								●骨子案	●素案		●最終案	
議会				●常任委員会 (見直し概要)				●常任委員会 (骨子案)		●常任委員会 (素案) ●定例会 集中審議		●常任委員会 (最終案)